産業用マルチローター教習施設指定基準

制 定 平成28年4月1日 28農航発第127号 一部改正 平成29年6月14日 29農航発第393号 一部改正 平成30年6月27日 30農航発第413号 一部改正 平成31年2月4日 31農航発第65号 一部改正 令和元年7月1日 元農航発第414号

1 産業用マルチローター教習施設の要件

産業用無人航空機等運用要領(平成2年5月15日付け2農航発第130号、 以下「要領」という。)第6条に定める産業用無人航空機教習施設(以下「教習施設」 という。)は、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 操作実技教習及び学科教習を行う場所並びに教習機材等が整備されていること。 操作実技の教習を行う場所は、教習に支障のない規模であり、かつ公共施設、居住 区域等との距離が十分あること。なお、地上及び水上の人及び物件の安全を確保す る対策が効果的に講じられている場合はこの限りでない。
- (2) 教習施設を管理する責任者(以下「施設管理責任者」という。)及び産業用マルチローターオペレーター(以下「オペレーター」という。)の技能認定に係る手続き並びにその管理を行う体制が整備されていること。
- (3) オペレーターの操作実技に関する教習を行う実技指導教官及び農薬安全使用、 無人航空機の運用管理等に関する教習を行う学科指導教官(以下「指導教官」とい う。) が選任されていること。なお、指導教官は所属する教習施設の教習の円滑な 実施に支障のない範囲であれば、他の教習施設との兼務を行えることとする。
- (4) 教習の一部を産業用無人ヘリコプター教習施設等に委託できるものとする。

2 教習施設の指定

産業用無人航空機等運用要領第2条第2項に定める産業用マルチローターについて、次の要件を満たしている施設とする。

- (1) 教習施設(本校)として、一般社団法人農林水産航空協会長(以下「協会長」という。)の指定を受けようとする者は、「産業用マルチローター教習施設指定申請書」(様式M1)(以下「教習施設指定申請書」という。)を開設の1ヶ月前までに協会長に提出するものとする。又、原則として教習の全部又は一部を行う施設として、分校を同一都道府県内に置くことができる。
- (2) 協会長は、教習施設指定申請書を審査し、必要に応じ現地確認を行った上で、教習施設として適当であると認めたときは、「産業用マルチローター教習施設指定証」 (様式M2)(以下「教習施設指定証」という。)を交付するものとする。また、指定した教習施設は速やかに公表する。
- (3) 教習施設指定申請書内容に変更を生じたときは、教習施設指定申請書に教習施設指定証を添えて協会長に提出するものとする。

(4)協会長は、教習施設が教習施設としての要件を満たさなくなったとき又は当該 教習施設の関係者が、教習施設として適切でない行為を行ったときは、改善指導を 行う。改善が見られない場合には、指定を取り消すことができるものとする。

この場合、協会長は、予め農林水産航空技術企画委員会(以下「委員会」という。) の意見を聞かなければならない。

また、教習施設を廃止しようとする者は、廃止理由書並びに教習施設指定証を添えて教習施設指定申請書を協会長に提出するものとする。

- (5) 協会長は、1年に1回以上、教習施設に対し、監査を行い、必要な改善を求める ことができるものとする。
- (6) 施設管理責任者は、分校を置こうとするときは「産業用マルチローター教習施設 (分校) 開設届」(様式M3) を協会長に提出するものとする。 協会長は、この開校届が提出されたときには、これを受理するものとする。

3 教官

- (1) 教官は次の要件を有するものとする。
 - ①実技指導教官は、技能認定基準第17条の規定により認定を受けた「産業用マルチローターオペレーター指導員」であること。
 - ②学科指導教官は、農薬の安全使用に関する知識及び経験を有した者であること。 産業用マルチローターオペレーター指導員資格を有することが望ましい。
 - ③教官は、施設管理責任者が認める教習に必要な資質と技量に優れた者である こと。
 - ④教官は、(3)の規定により協会長の認定を受けなければならない。
- (2) 施設管理責任者は、実技又は学科指導教官について、「産業用マルチローター オペレーター指導教官推薦状」(様式M4)(以下「指導教官推薦状」という。)を 協会長に提出するものとする。
- (3) 協会長は、施設管理責任者から提出された指導教官推薦状に基づき、教官として 認定したときは、「産業用マルチローターオペレーター指導教官証」(様式M5) (以下「指導教官証」という。)を交付するものとする。
- (4) 指導教官は、協会長が主宰する指導教官研修を2年に1回受講しなければならない。なお、指導教官在任期間中は、指導員更新研修を免除するものとする。
- (5) 指導教官の認定を受けた者がこれを辞する場合は、当該教習施設を経由して、 「産業用マルチローターオペレーター指導教官証返還届」(様式M6)を、協会長に 提出するものとする。
- (6)協会長は、指導教官が次の要件に該当すると認めたときは、指導教官の認定を 取り消し、指導教官証の返還を求めることができる。この場合、協会長は、関係 施設管理責任者の意見の聴取並びに当該教官の弁明並びに委員会の意見を聞かなけ ればならない。
 - ①指導教官として好ましくない行為を行ったとき。
 - ②指導教官として適切でないと認められるとき。

(7) 施設管理責任者は、教習の一部を補佐する者として、指導教官の管理のもとに補助員を置くことができる。

4 教習カリキュラムの作成

- (1) 教習の基本カリキュラムは別表M1のとおりとする。 また、協会長は、副読本等の資料を作成し、配付するものとする。
- (2) 施設管理責任者は、教習カリキュラムを作成し又は変更したときは、協会長に届け出るものとする。

5 教習施設の表示

施設管理責任者は、当該施設に、協会長が指定した産業用マルチローター教習施設であることを示す表示を掲げるものとする。

6 個人情報の取り扱い

教習施設関係者は、個人情報その他の職務上知り得た情報を関係者以外に漏らして はならない。

産業用マルチローター教習施設指定申請書

(一社)農林水産航空協会長 殿

産業用マルチローター教習施設として指定願いたく、下記のとおり書類を添えて 申請します。

記

区分			摘				要	
1	申請の種類		□新	規	□変更			□廃止
1			指定番号					
2	学科教習施設所在地		₹					
	操作実技教習施設所在地		₹					
3	教習機材の種類及び数量		別紙					
4	教官の認定番号及び氏名	実技指導	認定証番	:号	氏名	(別	紙)	
5	教旨の配定番方及い 氏石	学科指導	認定証番	:号	氏名	(別	紙)	
6	施設開設の時期 (新規申請の場合)		年	月	日			
7	施設廃止の時期 (廃止申請の場合)		年	月	日			
8	その他							

- (注) 1. 該当箇所の区分該当事項の番号に「○」印の上、内容記入
 - 2. 教習の一部を他施設に委託する場合は、委託先の名称、住所も併記すること

添付書類 1. 所在地の略図(面積)

- 2. 教習施設及び実技場及び周囲の状況写真、使用許可証写し
- 3. 教習計画書・使用テキスト、学科教習・実技教習用資機材一覧及び写真等
 - ※ 新規申請の場合は、添付書類一式 (1~3) を添付
 - ※ 記載内容変更の場合は、既教習施設指定証を添付
 - ※ 教習施設廃止理由書の提出並びに既教習施設指定証・表示を 農林水産航空協会宛に返還すること

様式M2 (教習施設指定基準2の(2))

産業用マルチローター教習施設指定証

1. 施設指定番号 施設 号

2. 指定年月日 年 月 日

- 3. 施設の名称
- 4. 施設管理責任者氏名
- 5. 施設の所在地
 - (1) 学 科
 - (2) 実 技
- 6. 申請者名

産業用マルチローターオペレーター教習施設指定基準2の(4)の規定に基づき、上記のとおり指定します。

年 月 日

一般社団法人 農林水産航空協会 会 長

産業用マルチローター教習施設 (分校) 開設届

(一社)農林水産航空協会長 殿

産業用マルチローター教習施設の分校を、下記のとおり書類を添えて届出いたします。

記

	区 分	摘	要	
1	届出の種類	□新規		女 □廃止
2	分校名			
3	教習内容	□学科	□実技	
4	分校学科教習施設所在地	〒		
	分校操作実技教習施設所在地	₸		
5	教習機材の種類及び数量	別 紙		
6	施設開設の時期 (新規申請の場合)	年 月	日	
7	施設廃止の時期 (廃止申請の場合)	年 月	日	
8	その他			

- (注)1. 該当箇所の区分該当事項の番号に「○」印の上、内容記入
 - 2. 教習の一部を他施設に委託する場合は、委託先の名称、住所も併記すること

添付書類 1. 所在地の略図(面積)

- 2. 教習施設及び実技場及び周囲の状況写真
- 3. 教習計画書・使用テキスト等

(※ 新規開設の場合は、添付書類一式 (1~3) を添付)

産業用マルチローターオペレーター指導教官推薦状

(一社)農林水産航空協会長 殿

下記の者は、産業用マルチローター指導教官として、教習に必要な資質と技量に優れた者であることと認め推薦します。

記

	区 分	摘		要	
1	教官の教習区分	□実技	□学科		
2	指導員認定証番号	_			
3	氏名・性別	フ リ ガ ナ		□ 男 □	」 女
4	生 年 月 日	昭和・平成	年	月 日生	生
5	住所	〒			
6	電話番号	()	_		
7	勤め先 (所属)				
8	指導機種				
9	農薬士等の資格名称				

(注) 指導機種は、実技指導教官のみ記載

産業用マルチローターオペレーター指導教官証

(表)

(11)	
産業用マルチロ	ーターオペレーター指導教官証
氏名	S・H · · 生
住所	
認定証番号 —	一般社団法人農林水産航空協会
交付年月日	•
中 14 14 12 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	(F)
実技指導教官	写 真
学科指導教官	

(裏)

注意事項

- ・ 教官は、2年に1回、研修を受けて下さい。
- ・ 研修参加時には必ずご持参下さい。
- ・ 本証は他人に貸与、譲渡することはできません。

産業用マルチローターオペレーター指導教官証返還届

(一社) 農林水産航空協会長 殿

私は、下記の理由で、産業用マルチローターオペレーター指導教官として従事しないので、 指導教官証を返還いたします。

記

- 1. 理由
- 2. 今後の方向(該当に○印)
 - ①指導員として従事
 - ②オペレーター
 - ③従事しない(資格登録抹消に依存がない)
 - 4 その他

指導教官証貼付欄	
(指導教官証が無い場合は、	その理由)

別表 M1

教習カリキュラム

事項	主な内容	教習単位
農林水産航空事業に関すること	関係法令、通知、仕組み等	1 単位
病害虫・雑草防除等マルチローター利用技術に 関すること	病害虫防除技術、散布飛行技術	2 単位
農薬等の安全使用に関すること	農薬取締法、食品衛生法等	2 単位
マルチローターの運用管理に関すること	実施組織、電波管理等	1 単位
機体の取り扱い及び安全使用に関すること	事故の原因、回避法等	4 単位
飛行技能教習(遠隔操作、自動操縦)	操作、整備実技教習	10時間以上の 飛行及び5回以 上の物件投下 訓練を行うこ と

注意:①1単位は、おおむね50分とし、自習時間を含む。

② 受講生の理解、技能の習得状況によって、単位数は増減できるものとする。